

# 分会情報

J R 東海労大阪第一車両所分会  
No.614 2008.5.16  
発行責任者 小林 國博  
編集責任者 教 宣 部

**またも組合掲示物を不当撤去！！**  
**所長自らが不当労働行為・不法行為を指示か！？**

先日、大一両分会情報No613の組合掲示物を会社・管理者は不当にも撤去しました。

分会役員に掲示の撤去通告を行った管理者は「協約違反」と言うだけで「何処が違反なのか」「協約何条に違反なのか」と分会役員が問うても一切答えず「言わない」と非常識な対応でした。この対応は管理者が違っても全く同じで、まさしく「マニュアル化」された対応です、つまり管理者は「考えるな、マニュアル通りやれば良い」と完全に会社の「ロボット」にされているのです。だからと言って不当撤去・不法行為を行って良いはずがありません。

一般的に違反だと言うならどの部分がどう違反なのか明らかにするのが当たり前です。当たり前の事ですらない非常識な行為を管理者は行っているのです。

これまで東海労関西地本の多くの分会が組合掲示物の不当撤去を地労委・中労委・裁判で闘い会社の不当性を明らかにしてきました。そのほとんどを勝利し、その都度組合掲示等で周知してきたところです。従って管理者が知らないはずはありません。また、撤去通告時に分会役員が不当労働行為が確定していることを伝えたことも有りますので「知らない」は通用しません。

この組合掲示物の協約違反の判断は、ほぼ所長が行うことが地労委等で明らかになっています。つまり、所長が不当労働行為・不法行為を行っているのです。しかも不当労働行為にあたることを認識しながら不法行為を行うという悪質極まりない行為です。

会社掲示に「法令・社内規定の遵守について」というものが掲げてあり、法令等の違反を発見したら管理者へ報告することになっていますが、管理者自らが不法行為を率先して行っておりなにをかをいわんやです。

どの部分が違反とも言えない不当極まりない掲示物撤去に断固抗議する！！